

岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>実習指導者 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成27年3月31日付け医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知別紙)第八の1に定める者をいう。</u></p> <p>(10) <u>実習指導者講習会 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知別添1)及び特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知別添2)に基づいて実施される保健師助産師看護師実習指導者講習会をいう。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。<u>以下同じ。</u>)を利用している個人又は法人等</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実習生を新規に又は拡充して受け入れるために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 実習設備整備事業(実習生の更衣室や休憩室を確保するための備品及び看護用具等実習に必要な設備の整備)</p> <p>(2) <u>実習指導者確保事業</u></p> <p>ア <u>実習指導者講習会を受講するもの</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>新設</u></p> <p><u>(10)新設</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。<u> </u>)を利用している個人又は法人等</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実習生を新規に又は拡充して受け入れるために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 実習設備整備事業(実習生の更衣室や休憩室を確保するための備品及び看護用具等実習に必要な設備の整備)</p> <p>(2) <u>代替職員雇用事業</u></p> <p>ア <u>実習指導者講習会を受講期間中に雇用するもの</u></p>

新			旧		
イ 実習の受入期間中に <u>実習指導者を配置するもの</u> (補助金の額等) 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。			イ 実習の受入期間中に <u>雇用するもの</u> (補助金の額等) 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。		
補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
(1) 実習設備整備事業	次に掲げる備品又は設備の購入費 ・実習用パソコン ・更衣室ロッカー ・討議室の机 ・休憩室の椅子、 <u>パーティション</u> 等 ・看護実習用具(血圧計、聴診器、体温計、酸素飽和度測定器等) ・図書(看護学テキスト、看護系雑誌等) ・その他知事が認める備品又は設備	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と250千円とを比較して少ない方の額	(1) 実習設備整備事業	次に掲げる備品又は設備の購入費 ・実習用パソコン ・更衣室ロッカー ・討議室の机 ・休憩室の椅子、 <u>パーティション</u> 等 ・看護実習用具(血圧計、聴診器、体温計、酸素飽和度測定器等) ・図書(看護学テキスト、看護系雑誌等) ・その他知事が認める備品又は設備	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と250千円とを比較して少ない方の額
(2) 実習指導者確保事業	ア 実習指導者講習会の受講 実習指導者講習会を受講する看護職員(1施設につき1人とする。)に係る当該講習会の受講料及び教材費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と基準額(25千円(特定分野のみの場合は、7千円))とを比較して少ない方の額	(2) 代替職員雇用事業	ア 実習指導者講習会受講期間中 実習指導者講習会を受講する看護職員(1施設につき1人とする。)の代替職員として新たに雇用した看護職員又は看護補助者(当該職員の業務を補佐するため施設内で異動等による配置換えをした看護職員の代替職員として新たに雇用した看護職員又は看護補助者含む。)の給与、賃金、手当及び法定福利費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と基準額(238千円(特定分野のみの場合は、36千円)に代替職員数を乗じて得た額)とを比較して少ない方の額

新		旧	
イ 実習受入期間中の実習指導者の配置	実習受入期間中に配置する実習指導者（1施設につき1人とする。）の給与、賃金、手当及び法定福利費	イ 実習受入期間中	実習受入期間中の実習指導者（1施設につき1人とする。）の代替職員として新たに雇用した看護職員又は看護補助者（当該職員の業務を補佐するため施設内で異動等による配置換えをした看護職員の代替職員として新たに雇用した看護職員又は看護補助者を含む。）の給与、賃金、手当及び法定福利費
	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額（130千円）とを比較して少ない方の額		総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額（270千円に代替職員数を乗じて得た額）とを比較して少ない方の額

第7条～第11条 略

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 （略）

第13条 略

附 則

1 この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

第7条～第11条 略

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 （略）

第13条 略

附 則

1 この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

新	旧
<p>1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。</u></p> <p>2 <u>令和5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。</p>

新

別記
第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

____年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙1、別紙2、別紙3、別紙4）
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 削除
- 4 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

旧

別記
第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

____年度岐阜県看護学生実習受入 拡充事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙1、別紙2、別紙3、別紙4）
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 代替職員の雇用が確認できるもの（雇用決定通知書の写し等）
- 5 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

新

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金に係る事業の経費の配分を下記のとおり変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号の承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

旧

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

事業対象経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金に係る事業の経費の配分を下記のとおり変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号の承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

新

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金について、岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱第8条第2項第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

旧

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度消費税等_____税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金について、_____補助金交付要綱第7条第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

新

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実施報告書（別紙1、別紙2、別紙3、別紙4）
- 3 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- 4 対象経費の内訳（実績）
- 5 削除
- 5 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

旧

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実施報告書（別紙1、別紙2、別紙3、別紙4）
- 3 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- 4 対象経費の内訳（実績）
- 5 代替職員の雇用経費が確認できる書類（給与等支払明細書、会計支出書類等）
- 6 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

新

削除

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった 年度
岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり
請求します。

記

補助金請求額 金 円

1 確定補助金額（交付決定額） 金 円

2 既受領済額 金 円

3 今回請求額 金 円

4 残額 金 円

【振込先】

金融機関本（支）店名
口座名義人（フリガナ）
普通・当座預金の別
口座番号

旧

別記

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった 年度
岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり
請求します。

記

補助金請求額 金 円

1 確定補助金額（交付決定額） 金 円

2 既受領済額 金 円

3 今回請求額 金 円

4 残額 金 円

【振込先】

金融機関本（支）店名
口座名義人（フリガナ）
普通・当座預金の別
口座番号